

第1章 第6次地域福祉市民活動計画策定の経過



第1節 第6次地域福祉市民活動計画策定にあたって



1 地域福祉市民活動計画（立川あいあいプラン）とは

地域生活課題を解決するために、地域住民をはじめ、社会福祉協議会を含めた民間の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。推進の主体は、社会福祉協議会であると同時に地域住民の皆さんです。立川では、地域福祉市民活動計画を「あいあいプラン」の愛称で呼んできました。

○「あいあいプラン」という言葉の中に込めた想い

- ・「あいあい」：「助けあい」「支えあい」などの「あい」を大切にしたい。

第1次立川あいあいプラン21は、1994(平成6)年度～2003(平成15)年度までの10年間の計画とし、第2次(2005(平成17)年度～2009(平成21)年度)から第3次(2010(平成22)年度～2014(平成26)年度)、第4次(2015(平成27)年度～2019(令和1)年度)、第5次(2020(令和2)年度～2024(令和)年度)までは5年計画とし、それぞれ地域福祉コーディネーターの配置や市民の権利を擁護する仕組みづくり、生活困窮者への取組み、地域の身近な居場所「地域福祉アンテナショップ」の設置など、市民とともにまちづくりを進めていく計画を掲げ、着実に実行してきました。

また、第5次計画までは、「21世紀は、争いのない平和な100年にしたい」という思いから「立川あいあいプラン21」としていましたが、21世紀に入り四半世紀が経過した2025(令和7)年度からの第6立川あいあいプランでは、「21」を表記から外しました。



○社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法第 109 条～111 条に定められており、都道府県社会福祉協議会の連合会としての全国社会福祉協議会が 1 つ、各都道府県に都道府県社会福祉協議会が 1 つずつ、約 1,800 の区市町村に区市町村社会福祉協議会が設置されています。それぞれの社会福祉協議会は、1 つの社会福祉法人として独立した法人運営を行っています。

2025（令和 7）年には、33 年ぶりに社会福祉協議会基本要項が改正されました。

○立川市社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づく「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。地域の住民、関係団体を会員とし、自分たちの「まち」は自分たちでつくりあげるという視点で、福祉の「まちづくり」を住民の皆さんと一緒に考え、その自主的な取組みを応援しています。

また、地域で福祉サービスを必要とされる方々への相談支援やサービス提供を行い、地域福祉の推進を総合的に図っています。

地域福祉市民活動計画の策定においては、地域福祉の推進を図る団体としての専門性を活かしながら、住民や地域の関係者による協議体組織として計画策定から実施・評価を行う推進役としての役割を担っています。

○立川市社会福祉協議会の使命「ともに生きる豊かな地域社会」

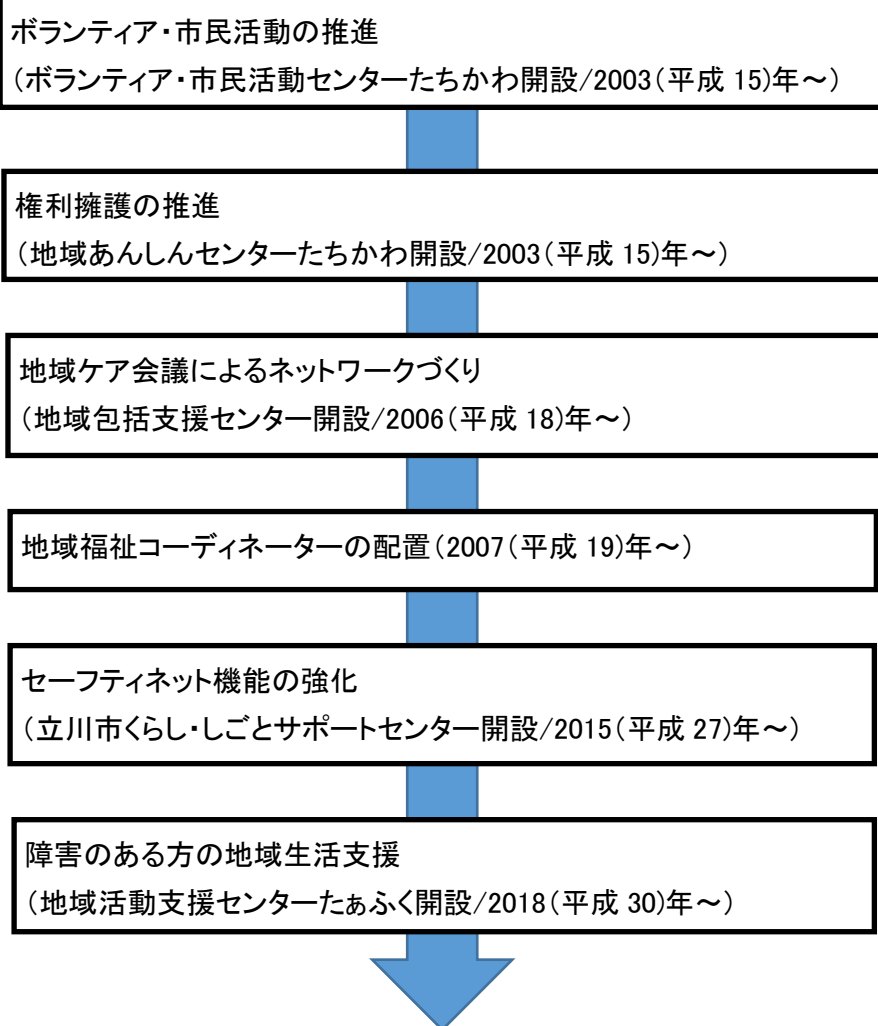
地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる地域社会を築きます。

2 これまでの経過

1994(平成6)年に第1次立川あいあいプラン21を策定して以来、住民、ボランティア、関係団体、企業、行政等と協働してまちづくりを進めてきました。

都内で初めてとなる地域福祉コーディネーターの配置やボランティア・市民活動の推進、市民の権利を擁護する仕組みづくり、生活に困り事がある市民へのセーフティネット機能強化、障害のある方の地域生活支援、関係機関によるネットワークづくり等、計画を具体化させることができました。

第6次立川あいあいプランの策定にあたって、住民や関係機関による委員会を設置し、市民参加型ワークショップ(地域懇談会)やアンケート調査を実施し、多くの地域住民の声を取り入れました。



2 地域福祉の現状と課題

日本社会は、少子高齢化や「人生 100 年時代」と言われる状況のなか、高齢世代、子ども世代、子育て世代、現役世代など多様な世代の安心を支えていく全世代型社会保障への転換が目指されています。

一方で、人口構造や世帯構成が変化し、単身世帯の増加や、家族のつながり、地縁の希薄化、そして就業形態の多様化により、職場の縁もかつてと比べ弱くなっています。また、8050 問題やケアラーの孤立、子どもの貧困、ひきこもり等、複雑で多様な生活課題を抱える世帯も増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、経済的困窮や望まない孤立・孤独、子どもの体験格差などに拍車がかかりました。

このような状況において地域福祉活動は、狭義の「福祉制度」による解決に留まることなく、地域共生社会の実現の向け、地域包括ケアシステムの構築が求められています。行政、関係機関、民間事業所、市民・市民活動団体など多様な主体が重なり合いながら、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、社会的孤立の課題に取り組むことが必要です。

高齢化がピークを迎える 2040(令和 22)年を見据え、広い視点で「まちづくり」を描きながら、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超えて、人と人、人と社会資源が多様につながり、連携・協働していくことがますます必要です。

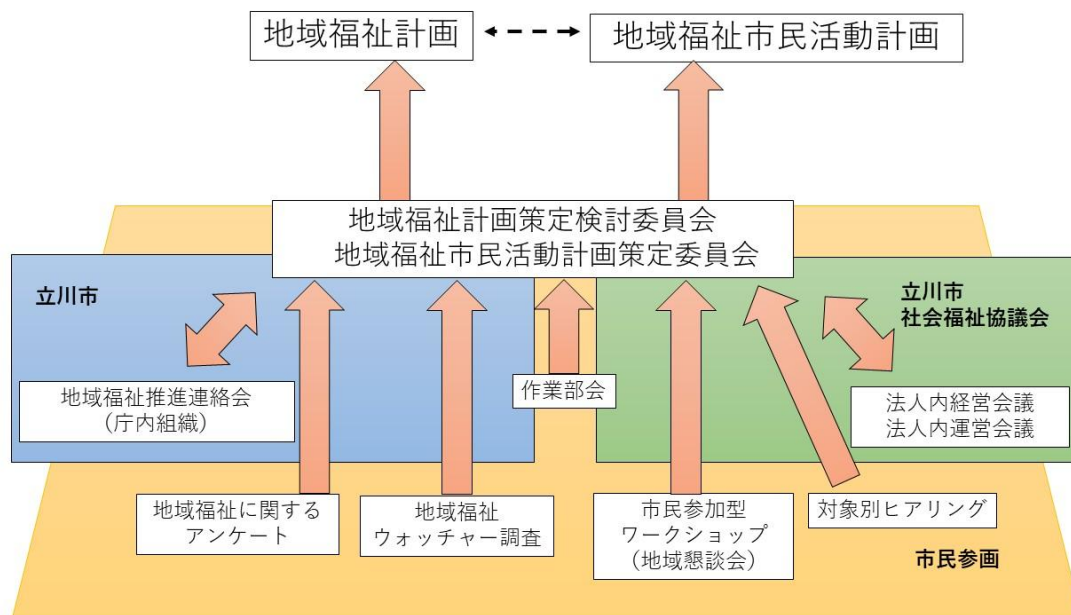
立川市社会福祉協議会は、住民、市民活動団体、ボランティア団体、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、行政、企業等、多様な関係者との連携に基づいて、地域の特性に合わせたつながりや多くの協働の場をつくり、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創る地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。

4 立川市地域福祉計画との関係

立川あいあいプランは、立川市が策定する立川市地域福祉計画と、地域福祉の推進における両輪として策定しています。両計画は相互に補完し、一体的に推進するものであるため、立川市と立川市社会福祉協議会では、第 2 次立川あいあいプラン 21(2005(平成 17)年)の策定時より、計画の策定及び推進を連携・役割分担しながら行ってきました。

第 6 次立川あいあいプランと第 5 次地域福祉計画からは、今後の複雑化・複合化する地域生活課題に対応すべく、初めて、策定段階から合同で事務局と策定

委員会を設置し検討しました。

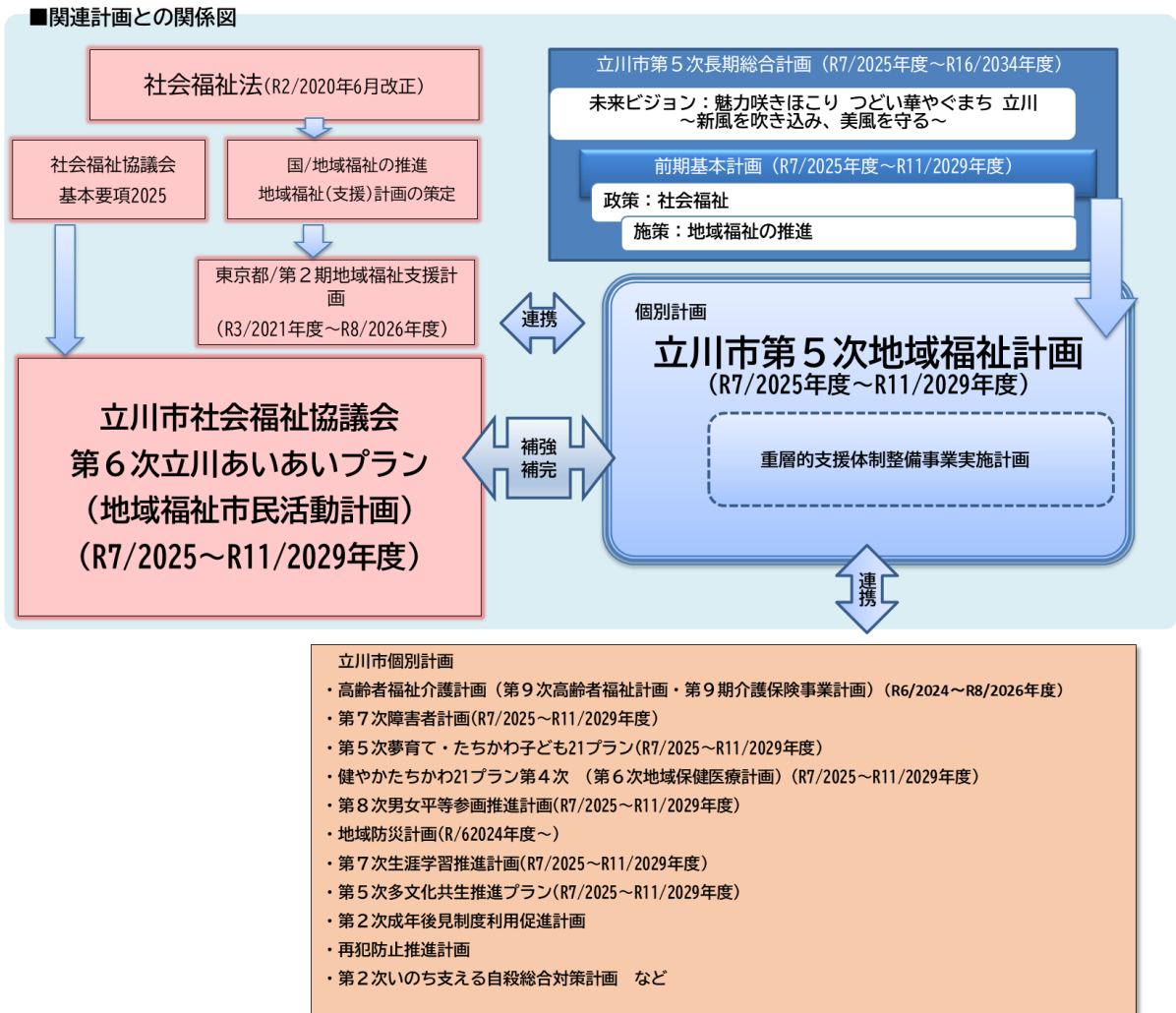


○地域福祉計画とは

社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について計画することを目的としています。また2018（平成30）年の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、地域福祉の推進に関する事項として、地域の高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

立川市では、2005（平成17）年度に立川市第1次地域福祉計画が策定され5年間の計画とされました。その後、第2次（2010（平成22）年度～2014（平成26）年度）、第3次（2015（平成27）年度～2019（令和1）年度）、第4次（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）の期間で策定されています。

●立川市地域福祉計画との関係図



5 計画期間と見直し

第6次立川あいあいプランの計画期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。立川市地域福祉計画との整合性を図りながら進め、今後、行政の福祉施策の見直しや社会環境に著しい変化があったときには、これらの状況に柔軟に対応するため、必要な見直しを行いながら進めていきます。

6 計画策定の経過

計画を策定するにあたっては、3,000人を対象にした地域福祉に関するアンケート調査や、日頃から地域福祉に関係の深い活動に携わる人への定点調査であ

る「地域福祉ウォッチャー調査」を実施するとともに、市民参加型ワークショップとして富士見町地域懇談会と地域福祉アンテナショップ活動報告会を開催しました。定量的に地域の実情や課題の把握をするとともに、市民参加型ワークショップでは、住民と今後の地域の在り方について検討しました。さらに、対象別ヒアリングとして「教育」「障害」「多文化」「更生保護」の各分野の専門機関等に個別にヒアリング調査をするとともに、こども基本法にもとづく子どもの意見聴取として、10名のこどもからも直接ヒアリングを行いました。

これらをもとに、市民、学識経験者、関係機関・団体の参画による「地域福祉市民活動計画策定委員会」と社会福祉協議会事務局内での検討を重ね、パブリックコメントの意見も踏まえ策定しました。

7 第5次地域福祉市民活動計画の評価

第5次立川あいあいプランでは3つの重点推進事項を定め、2020(令和2)年度から2023(令和5)年度に開催した第5次立川あいあいプラン21推進委員会で進捗確認を行い、本計画の策定委員会で最終評価が承認されました。また、本計画にも反映させる今後の課題も明らかになりました。

○まるごと相談支援

【これまでの評価】

- ・ 相談支援包括化推進員が中心となり、制度の狭間や複合的な課題に関する相談を受け止める体制づくりを進め、多機関協働による世帯支援を行いました。
- ・ 各相談窓口で相談を受けた際に円滑な連携ができるよう、関係機関と分野を超えた連携を推進しました。
- ・ 身近な地域における相談窓口の機能強化を進めました。
- ・ 地域福祉アンテナショップや支えあいサロンなど地域の居場所等から出た困りごとを受け止める体制づくりを行いました。

【今後の課題】

- ・ ひきこもり等の生きづらさを感じている当事者の情報を地域においてキャッチし、適切なアセスメントを行えるよう地域づくりと連携したアウトリーチ機能の強化。
- ・ 福祉4分野(高齢・介護、障害、こども、生活困窮)のどの窓口においても複合的な課題がある相談を一旦受け止められるよう、各窓口で相談にあたる職

員の対応力向上を目指した人材育成。

- ・ 関連部署に対して伴走支援の更なる理解促進と、ネットワークによる関わり支援の体制づくり。
- ・ 多機関協働が円滑に進むよう、福祉 4 分野それぞれの関連機関のネットワーク強化や課題事項の共有。
- ・ 地域の多様な「場」で相談を受ける市民を支える仕組みの構築。

○地域福祉アンテナショップの設置

【これまでの評価】

- ・ 2024(令和 6)年 6 月現在で、全部型が 4 か所、協働型が 9 か所設置されています。市民の困りごとの解決や出番づくりの機能と、地域社会を活性化する機能を兼ね備えた多機能拠点となりました。
- ・ 食や芸術をテーマとしたイベントを開催することで人が集まり、出会っていくことによって新たな活動につながりました。
- ・ イベント開催と同時に、「何もしない」「ただそこにいる」ことが認められる「居場所」となっており、多様な人がふらっと立ち寄れる場となりました。
- ・ 福祉関係団体に限らず多様な主体が参入することにより、「ふくしの居場所」に限らない拠点となりつつあります。
- ・ アンテナショップ同士がつながることにより、ヒト・モノ・情報が行き交う仕組みが構築されつつあります。
- ・ 専門職に限ることなく、市民同士が支えあう場となっています。

【今後の課題】

- ・ 全部型については、公営住宅や公共施設などの一層の活用。
- ・ 新たな「居場所」をつくるのではなく、すでに人が集まり「居場所」となっている場所(屋内に限らず)を柔軟に認定する仕組みの検討。
- ・ 夕方や早朝のニーズへの対応。
- ・ ふらっと立ち寄れる距離にあるようにアンテナショップを増設。
- ・ 協働型の仕組みの見直しや、活動継続のための財源確保策の検討。

○地域福祉コーディネーターの活動強化

【これまでの評価】

- ・ 2022(令和4)年度より、各地区2名の計12名体制になったことにより体制が強化されました。
- ・ 関係機関と協働することによって、ひきこもりなどの社会的に孤立している人の社会参加を推進しました。
- ・ 地域福祉アンテナショップの整備などを通じて多機能拠点の設置が進みました。
- ・ 学校や子ども支援団体との連携が進み、子ども・若者を核とした地域づくりが進みました。
- ・ 地域の事情に精通し、人と人、人と場所をつなげる市民と協働できました。また、必要な支援ができました。
- ・ オンライン会議の導入や、スマートフォンの使い方講座の開催などに取り組み、地域のデジタル化を推進しました。
- ・ 立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク（ふくしネットたちかわ）による地域貢献活動を推進しました。

【今後の課題】

- ・ 各地域での課題や活動から全市的な事業化・施策化への動きが十分ではない。
- ・ 日常生活圏域によって人口比率や地域課題が異なり、担当圏域で偏りあり。
- ・ 地域福祉アンテナショップの担い手となるような人材の発掘が不十分。
- ・ 福祉領域以外とのネットワークが十分ではない。
- ・ 担当地区を持たない全市を担当する地域福祉コーディネーターの配置

8 計画にかかわる現状

(1) 人口構造など

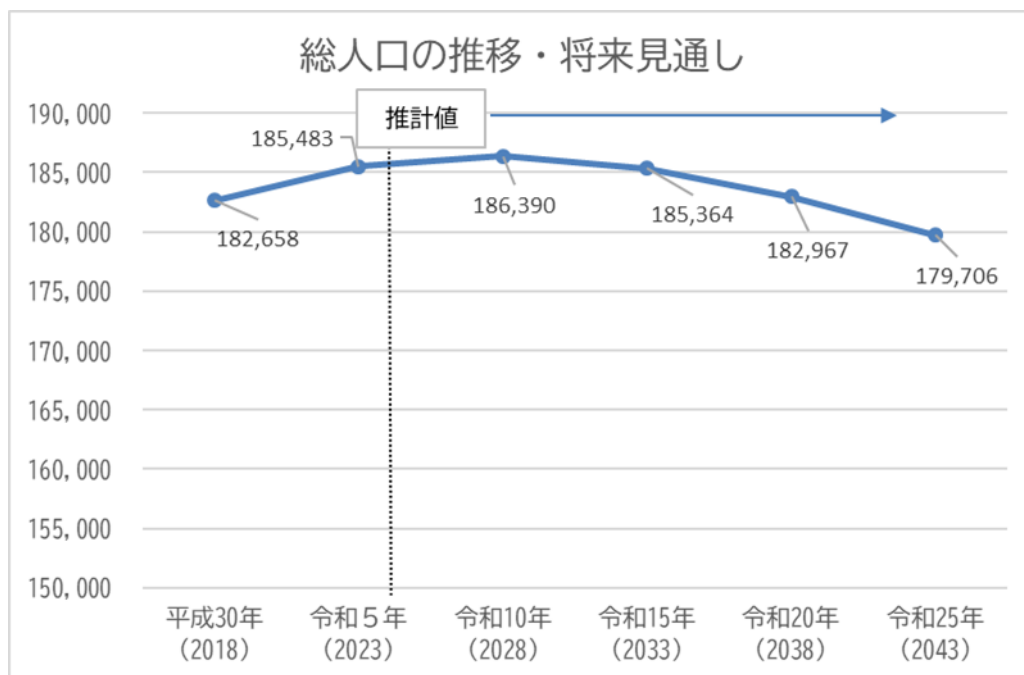
<ポイント>

- 今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。
- 高齢者(65歳以上)のうち、約4人に1人が一人暮らしです。
- 認知症の高齢者は、高齢者人口に比例して増えています。
- 高齢者だけでなく、障害者、ひとり親世帯、生活保護世帯、外国人等様々な支援を必要とする方が地域社会で暮らしています。



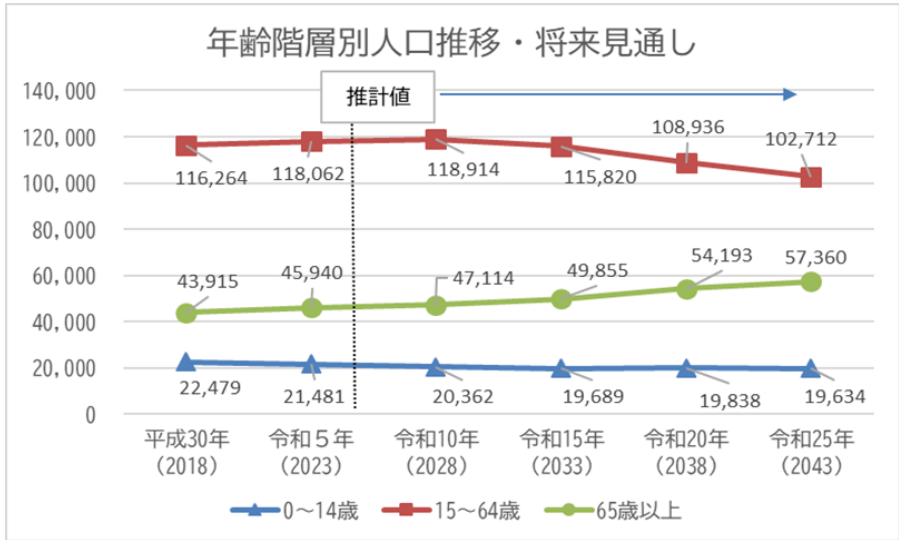
①人口

人口は、2028(令和10)年をピークに微減に転じ、以降減少が続く見込みです。また、年齢階層別に人口を見ると、14歳以下の人口は減少傾向、15~64歳の人口は2028(令和10)年をピークに減少に転じ、65歳以上の人口は増加傾向となっています。



資料：平成30年、令和5年 住民基本台帳（各年1月1日現在）推計値

立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書（企画政策課）

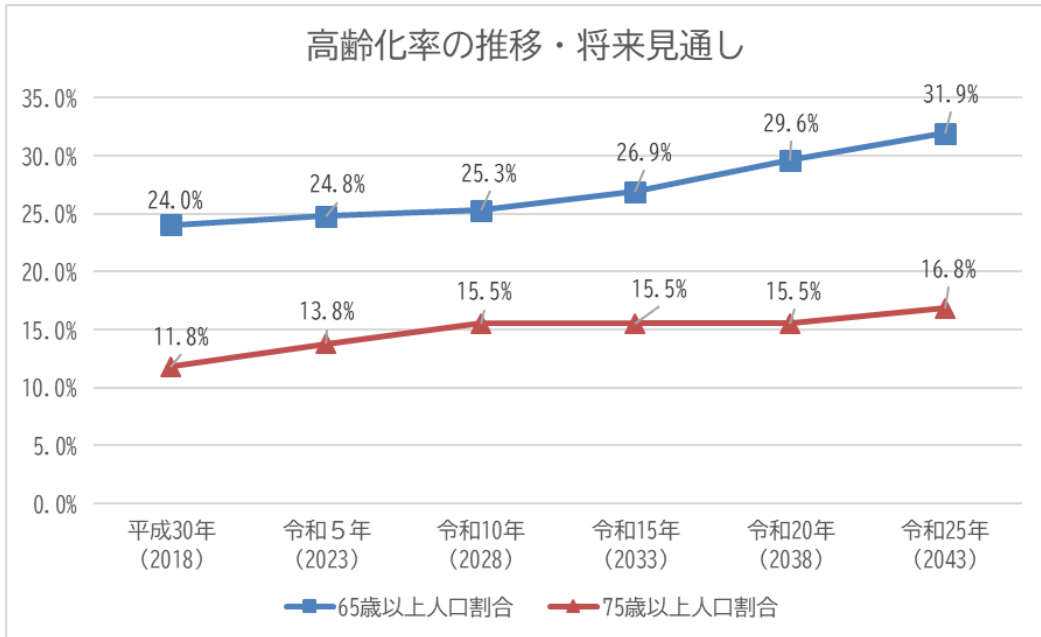


資料：平成30年、令和5年 住民基本台帳（各年1月1日現在）

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書（企画政策課）

②高齢化率

2023年(令和5)1月1日現在の高齢化率(65歳以上の人口比率)は24.8%で、75歳以上の人口比率は13.8%となっています。高齢化率は増加の見通しで、2043年(令和25)には約3人に1人が高齢者(65歳以上)になると推計され、今後、少子化、高齢化がさらに進んでいく見込みです。



資料：平成30年、令和5年 住民基本台帳（各年1月1日現在）

推計値 立川市第5次長期総合計画策定のための将来人口推計調査報告書（企画政策課）

③地域包括支援センターの生活圈域ごとにみる人口と世帯数

地域包括支援センターは、担当町別に6つの生活圈域を設けています。1世帯あたりの人数は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

年	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		立川市全体	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	総世帯数	総人口
令和3年	15,444	29,597	15,378	27,424	15,075	26,596	11,935	24,755	19,865	41,848	15,738	34,357	93,435	184,577
令和4年	15,724	29,700	15,609	27,572	15,177	26,603	11,920	24,501	20,203	42,111	16,049	34,637	94,682	185,124
令和5年	15,862	29,641	15,877	27,743	15,305	26,594	11,850	24,247	20,517	42,425	16,302	34,833	95,713	185,483
令和6年	16,029	29,573	16,190	27,968	15,440	26,558	11,775	23,998	20,711	42,599	16,583	35,129	96,728	185,825
令和7年	16,100	29,351	16,593	28,432	15,638	26,603	11,703	23,769	20,822	42,593	16,880	35,509	97,736	186,257
世帯当たりの人数	1.82		1.71		1.70		2.03		2.05		2.10		1.91	

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

④昼間人口と夜間人口

昼間人口は、2000(平成12)年では昼間人口と夜間人口の差が約18,000人でしたが、2015(平成27)年には差が約25,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が増加している状況です。日中の市民の見守り等については、市内で活動する企業や団体、学生等の協力が不可欠です。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
昼間	182,157	193,465	203,252	201,294	207,832
夜間	163,987	172,563	179,668	176,295	183,581
差	18,170	20,902	23,584	24,999	24,251

資料：国勢調査

⑤単身世帯・核家族世帯

2020(令和2)年国勢調査における立川市の単身世帯数は40,896世帯、市内全世帯数のうち45.58%が単身世帯です。単身世帯が増加傾向で、高齢者の単身世帯も急増しています。単身の高齢者世帯は12,540世帯で、2015(平成27)年から2020(令和2)年の間に3,065世帯増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成27年	83,285	39,771	36,519	9,475	47.75%	43.85%	11.38%	8.40%
令和2年	89,727	46,407	40,896	12,540	51.72%	45.58%	13.98%	2.70%
差	6,442	6,636	4,377	3,065	3.97%	1.73%	2.60%	-5.70%

資料：国勢調査

⑥一人暮らし高齢者

2020(令和2)年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は12,540世帯であり、65歳以上人口に占める割合は27.55%と、65歳以上の約4人に1人が一人暮らしです。

	総人口	65歳以上人口	一人暮らし 高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成17年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%
平成22年	179,668	38,153	7,545	19.78%	31,096	17.31%
平成27年	176,295	40,378	9,475	23.47%	36,519	20.71%
令和2年	183,581	45,524	12,540	27.55%	40,896	22.28%

資料：国勢調査

⑦要介護・要支援認定者数

要介護・要支援の認定を受けている人の数は年々増加しています。出現率は、75歳から84歳では約19%、85歳以上では約56%と大幅に高くなります。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上人口	45,003	45,465	45,656	45,855	45,994
65歳から74歳	21,659	21,620	21,495	20,622	19,694
75歳から84歳	16,663	16,740	16,628	17,368	18,147
85歳以上	6,681	7,105	7,533	7,865	8,153
要介護・要支援認定者数	8,423	8,546	8,743	8,900	8,992
65歳から74歳	1,116	1,149	1,157	1,082	984
75歳から84歳	3,373	3,269	3,256	3,372	3,434
85歳以上	3,934	4,128	4,330	4,446	4,574
要介護・要支援認定出現率	18.72%	18.80%	19.15%	19.41%	19.55%
65歳から74歳	5.15%	5.31%	5.38%	5.25%	5.00%
75歳から84歳	20.24%	19.53%	19.58%	19.42%	18.92%
85歳以上	58.88%	58.10%	57.48%	56.53%	56.10%

※ 人口は各年10月1日現在。要介護認定者数は、第1号被保険者の各年度9月末現在

資料：介護保険課

⑧認知症高齢者

市内の在宅要介護認定者のうち認知症高齢者は、2023(令和5)年度4,284人と高齢者人口の約9%です。認知症高齢者は高齢者人口に比例して増えています。

	総人口	高齢者人口	65～74歳	75～84歳	85歳以上	要介護・要支援 認定者数	出現率	うち認知症 高齢者数	出現率
平成31年度	184,148	45,003	21,659	16,663	6,681	8,423	18.72%	4,689	10.42%
令和2年度	184,439	45,465	21,620	16,740	7,105	8,546	18.80%	4,719	10.38%
令和3年度	185,120	45,656	21,495	16,628	7,533	8,743	19.15%	4,501	9.86%
令和4年度	185,565	45,855	20,622	17,368	7,865	8,900	19.41%	4,553	9.93%
令和5年度	185,710	45,994	19,694	18,147	8,153	8,992	19.55%	4,284	9.31%

※ 人口は住民基本台帳人口(各年度10月1日現在)

※ 要介護認定者数は、各年度中に認定を受けた人数(更新含)

※ うち認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱ以上

資料：介護保険課

⑨障害者数

身体障害者の人数は減少傾向にありますが、精神障害者の人数は2019(平成31)年から2023(令和5)年の間に400人以上増加しています。また、知的障害者の人数も少しずつ増加しています。

	総人口(注1)	身体障害者(注2)		知的障害者(注2)		精神障害者(注2)	
		人数	人/千人	人数	人/千人	人数	人/千人
平成31年 (2019)	183,923	5,332	29.0	1,375	7.5	1,958	10.6
令和2年 (2020)	184,195	5,233	28.4	1,396	7.6	2,094	11.4
令和3年 (2021)	184,661	5,211	28.2	1,429	7.7	2,177	11.8
令和4年 (2022)	185,201	5,164	27.9	1,470	7.9	2,343	12.7
令和5年 (2023)	185,552	5,103	27.5	1,502	8.1	2,426	13.1

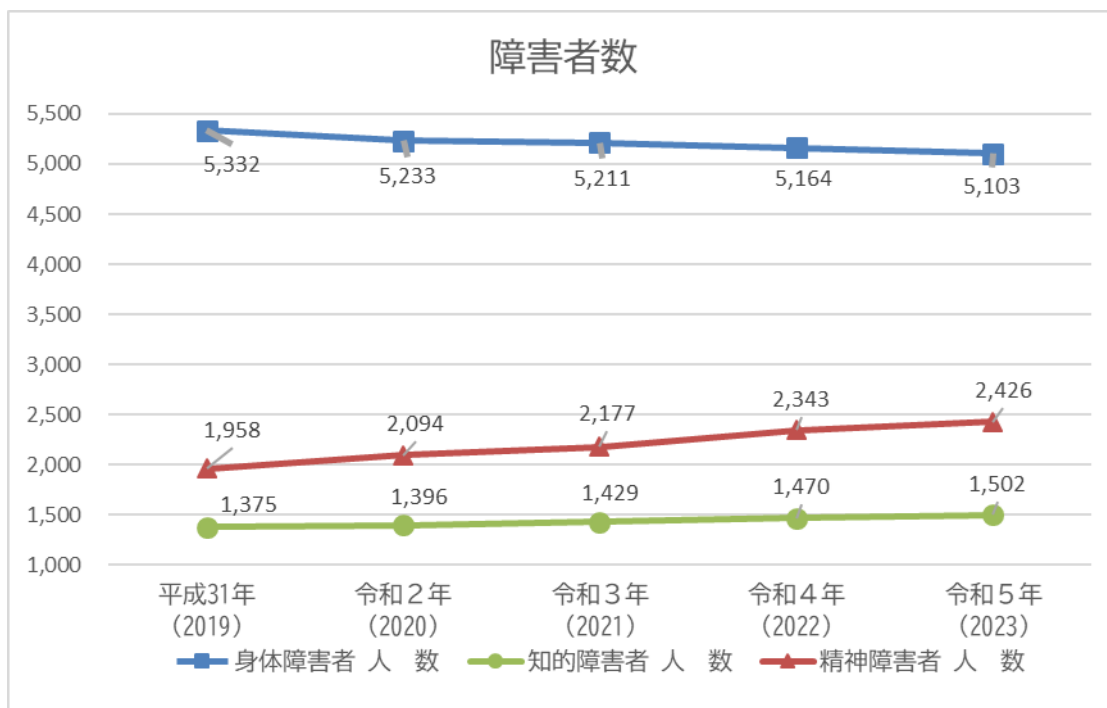
資料：身体障害者・・・身体障害者手帳交付台帳登載者数

知的障害者・・・療育手帳交付台帳登載者数

精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数

注1：人口は各年4月1日現在

注2：障害者数は各年3月31日現在



⑩少子化の状況

5年ごとの18歳未満の人口の割合は、徐々に減少しています。

	総人口	18歳未満合計	18歳未満の割合	0~2歳	3~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳
平成15年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成20年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364
平成25年	178,407	27,203	15.25%	4,412	4,542	4,431	4,575	4,613	4,630
平成30年	182,658	27,199	14.89%	4,428	4,548	4,446	4,573	4,484	4,720
令和5年	185,483	25,941	13.99%	3,648	4,312	4,499	4,479	4,543	4,460

資料：各年1月1日現在 住民基本台帳人口(法改正により平成25年以降は外国人含)

⑪ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯は減少傾向にあります。

	母子家庭数	父子家庭数
平成31年度	1,688	48
令和2年度	1,682	32
令和3年度	1,563	88
令和4年度	1,525	76
令和5年度	1,453	73

資料：児童育成手当受給者数(各年度末現在)

⑫生活保護の状況

生活保護を受ける世帯は横ばいの傾向ですが、2023(令和5)年度における立川市の保護率は東京都平均値より6.1ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(%)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成31年度	231,216	3,894	284,304	4,967	20.4	27.5
令和2年度	231,969	3,882	282,449	4,891	20.3	27.0
令和3年度	231,839	3,919	280,116	4,894	20.0	26.6
令和4年度	231,538	3,890	277,857	4,797	19.8	26.0
令和5年度	231,027	3,868	275,498	4,734	19.5	25.6

資料：立川市は決算説明資料（年度末現在）

東京都は月報（福祉・衛生行政統計）（年度末月現在）

⑬外国人人口

立川市の外国人人口は増加傾向であり、2020(令和2)年は4,598人、2024(令和6)年は5,464人で、総人口に占める割合は約2.9%です。

	外国人人口	外国人世帯数
令和2年	4,598	2,369
令和3年	4,650	2,466
令和4年	4,723	2,521
令和5年	5,124	2,866
令和6年	5,464	3,155

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 地域を取り巻く環境

<ポイント>

- 医療機関の数は充実していますが、医療機関は駅周辺に偏る傾向があります。
- 振り込め詐欺の被害件数 40 件台と横ばいですが、手口が多様化しています。
- 管理のされていない空家が各地域に一定数確認されています。
- 虐待に関する相談は、高齢者については高止まり、障害者、児童について増加しています。

①地域の状況

	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
人口(A)	29,573人	27,968人	26,558人	23,998人	42,599人	32,129人	185,825人
面積(E)	3.07km ²	2.15km ²	3.67km ²	2.57km ²	7.21km ²	5.71km ²	24.36km ²
人口密度 (A/E)	9,632.9 人/km ²	13,008.4 人/km ²	7,236.5 人/km ²	9,337.7 人/km ²	5,908.3 人/km ²	5,626.8 人/km ²	7,628.3 人/km ²
年少人口(0~14歳)(B)	2,907人	2,720人	3,003人	2,621人	5,268人	4,675人	21,194人
年少人口率(B/A)	9.8%	9.7%	11.3%	10.9%	12.4%	14.6%	11.4%
生産年齢人口(15~64歳)(C)	18,612人	18,823人	18,413人	14,385人	26,771人	21,531人	118,535人
生産年齢人口率(C/A)	62.9%	67.3%	69.3%	59.9%	62.8%	67.0%	63.8%
老年人口(65歳以上)(D)	8,054人	6,425人	5,142人	6,992人	10,560人	8,923人	46,096人
老年人口率(D/A)	27.2%	23.0%	19.4%	29.1%	24.8%	27.8%	24.8%
民生委員・児童委員定数	30人	24人	25人	24人	30人	25人	158人
	南部西 (富士見・柴崎)	南部東 (錦・羽衣)	中部 (高松・曙・緑)	北部東 (栄・若葉)	北部中 (幸・柏・砂川・泉)	北部西 (上砂・一番・西砂)	合計
都市公園	19	17	18	10	18	17	99
市立保育園	1	1	1	1	1	1	6
私立保育園	7	5	4	5	4	8	33
私立幼稚園	2	2	2	2	2	2	12
市立小学校	3	3	2	2	4	5	19
市立中学校	2	1	1	1	2	2	9
学童保育所	7	5	4	5	8	9	38
児童館	2	2	1	1	1	2	9
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	6
福祉会館	1	0	1	0	1	1	4
学習等供用施設	2	1	1	2	2	3	11
地域学習館	1	1	1	0	2	1	6
図書館	2	1	2	1	1	2	9
福祉相談センター	0	1	0	0	0	2	3
病院	1	3	2	0	2	0	8
小児科のある病院	0	1	1	0	1	0	3
診療所	38	25	47	9	29	9	157
小児科のある診療所	3	4	5	3	7	5	27
歯科診療所	34	18	28	16	18	11	125
認知症対応可能医院	3	2	5	2	3	0	15
老人福祉施設等	16	13	4	7	16	13	69
障害者福祉施設	32	38	22	14	25	14	145

資料：立川市統計年報（令和4年版）、たちかわの福祉（令和6年度版）、関東信越厚生局 保健医療機関施設基準の届出受理医療機関名簿

※人口は令和6年1月1日現在、老人福祉施設等は令和5年10月、病院等は令和6年5月、そのほかは令和6年4月現在

※市の面積は、平成27年3月6日付、国土交通省国土地理院より公表された「全国都道府県市町村別面積」により、24.38km²から

24.36km²になったが、地域別の面積については調整中のため以前の値を掲載

※老人福祉施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）及び居宅介護支援事業所の数

※障害者福祉施設は、「たちかわの福祉（令和6年度版）」掲載の「障害者のための施設等」の数

②立川市における振り込め詐欺の被害件数と被害額

単位:百万円

	件数	被害額
平成31年	44	101.05
令和2年	35	51.39
令和3年	49	87.8
令和4年	48	117.6
令和5年	45	46

情報提供：立川警察署犯罪抑止総合対策事務局

③立川市における町別の空家の状況

	町名	空家数 (A)	うち特定 空家候補	調査対象 建築物数 (B)	空家率 (A)/(B)
南部西	富士見町	21	2	1,998	1.1%
	柴崎町	18	6	1,940	0.9%
南部東	錦町	13	3	1,621	0.8%
	羽衣町	21	4	1,588	1.3%
中部	曙町	25	5	1,156	2.2%
	高松町	20	4	1,545	1.3%
	緑町	0	0	-	0.0%
北部東	栄町	31	8	2,860	1.1%
	若葉町	14	1	1,782	0.8%
北部中	幸町	24	6	2,323	1.0%
	柏町	5	0	1,353	0.4%
	砂川町	41	9	3,974	1.0%
	泉町	0	0	-	0.0%
北部西	上砂町	35	5	1,262	2.8%
	一番町	25	4	1,944	1.3%
	西砂町	29	5	2,334	1.2%
合計		322	62	27,680	1.2%

資料：立川市空家実態調査報告書(平成30年3月) 住宅課

※空家とは、1年以上居住または管理されていない住宅

※特定空家とは、老朽化等により周囲の住環境の「安全を害するおそれのある空家

※国調査(平成25年総務省住宅土地統計調査)によると放置されている空家は、

立川市1.9%、東京都2.1%、全国5.3%となっている。

④高齢者虐待相談件数

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	南部西ふじみ	399	186	179	58	82
	南部東はごろも	52	112	242	60	36
	中部たかまつ	45	14	18	3	9
	北部東わかば	177	130	135	114	80
	北部中さいわい	308	255	398	446	376
	北部西かみすな	95	108	28	165	198
	計	1,076	805	1,000	846	781
福祉センター相談	にしき	0	0	0	1	0
	かみすな	0	0	0	0	1
	にしすな	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	1
相談受理合計		1,076	805	1,000	847	782

資料：地域包括支援センター業務報告

※相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑤障害者虐待新規相談件数

障害者虐待防止センター

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談件数	11	17	18	17	34

資料：障害者虐待防止センター事業報告

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

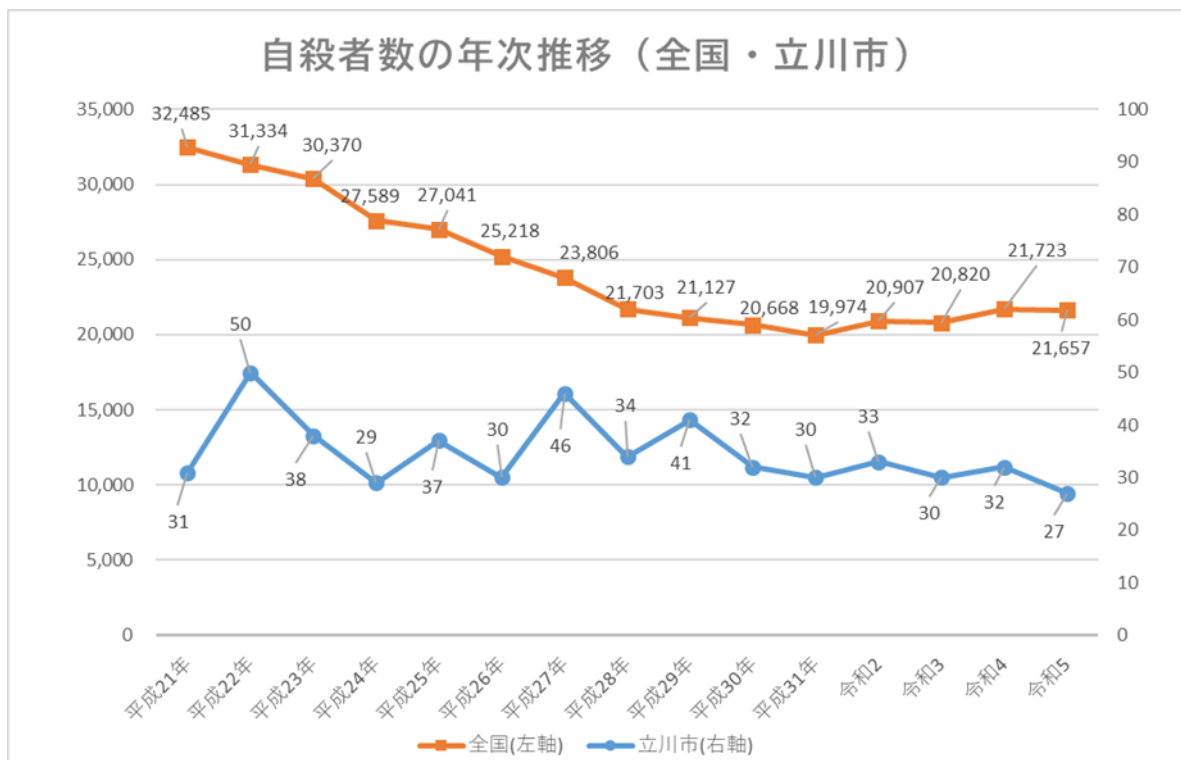
⑥児童虐待新規相談件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談受理件数	227	368	393	308	317
その他相談受理件数	565	586	529	579	681
新規相談受理合計	792	954	922	887	998
年間活動延回数	11,773	14,374	16,696	15,427	17,302

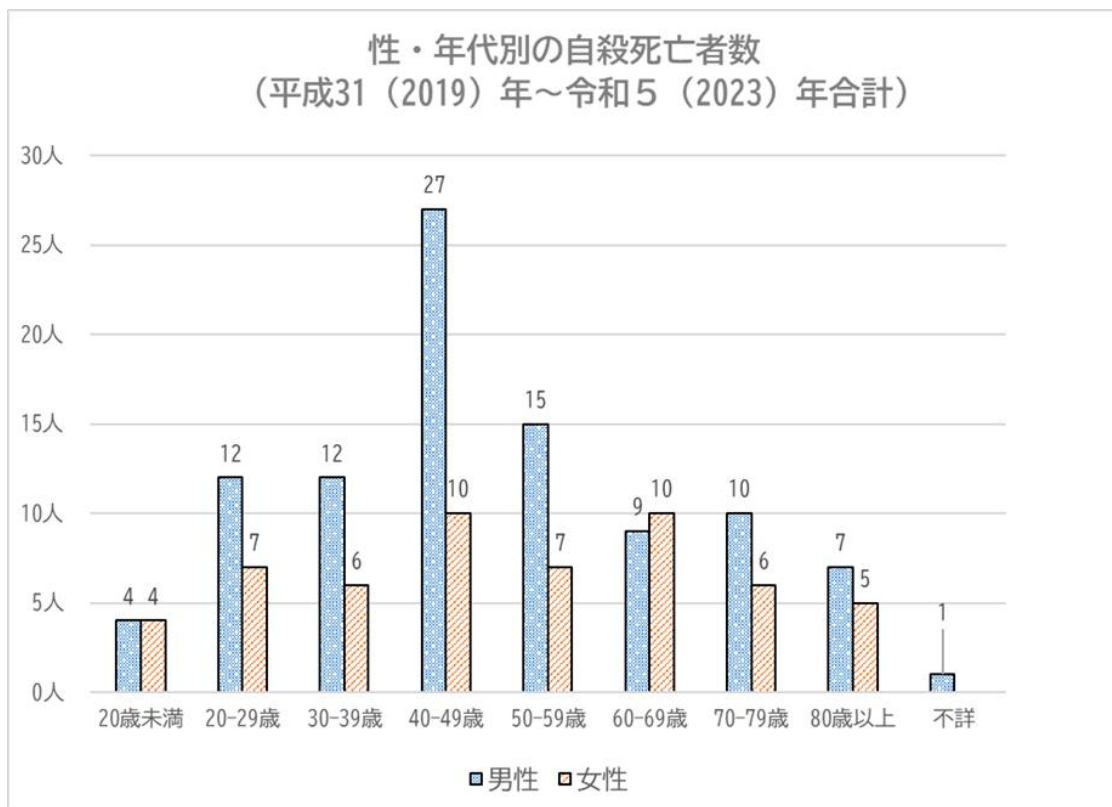
資料：子ども家庭支援センター事業概要

※通報・相談件数は、虐待及び虐待の疑いの件数であり、対応後、虐待非該当となる件数も含まれる

⑦自殺者数



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料



出典：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(3) 地域福祉を支える地域の資源、活動

<ポイント>

- 福祉分野をはじめ、様々な分野で多くの市民活動が行われています。
- 自治会や老人クラブへの加入率は、年々減少しています。
- 民生委員・児童委員の役割がますます重要になる一方、定員 158 人のところ 151 人（2024(令和 6)年 3 月 1 日現在）で、充足率は 95.6%と民生委員・児童委員の担い手不足の課題もあり、委員一人ひとりへの負担が大きくなっています。
- 社会福祉協議会は「地域福祉の推進役」として市と連携し、様々な市民活動の推進や相談・支援事業に取り組んでいます。
- 市内には、30 法人・80 カ所（2024(令和 6)年 12 月末現在）の社会福祉法人が運営している施設があり、社会福祉事業を展開するとともに、地域における公益的な取組みを行っています。

①市民活動

1) 「ボランティア・市民活動センターたちかわ」に登録している団体は、以下の 7 分野で約 150 あり、それぞれ多彩な活動が行われています。

- (ア) 障害のある人や高齢者、医療に関するグループ
- (イ) 子どもや子育てに関するグループ
- (ウ) 環境に関するグループ
- (エ) 文化・スポーツに関するグループ
- (オ) 多文化共生に関するグループ
- (カ) 地域づくり・まちづくりに関するグループ
- (キ) いろいろな相談事業に関するグループ

※登録団体の情報は「たちかわまちなえと Web」でご覧になれます。

(<https://machinet-tachikawa.org/>)

2) 立川市内の特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」とする)は、「連絡・助言・援助」を除くと「保健・医療・福祉」が 67.0%で多く、次いで「社会教育」が 55.7%となっています。特に「保健・医療・福祉」については、東京都や国の構成比より高い割合となっています。このほかの福祉関係の活動では、「子どもの健全育成」が 43.2%となっています。NPO 法人やボランティアは、特定の目的を持って

活動し、その活動内容も多様で、且つ機能的であり、地域福祉の担い手としても注目されています。一般的には NPO 法人の活動は地域との接点が必ずしも強くはありませんが、地域住民や団体と地域の課題に応じて連携することで大きな力となることが期待されます。また、趣味活動や学習活動を行う団体が、その成果を地域へ還元し、地域課題の解決へ向けた活動につなげると、目的を共有した多様な主体が参加するスケールメリットにより地域力が向上するという期待もあります。

NPO 法人の状況

分野	立川市		東京都		国	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
1. 保健・医療・福祉	59	67.0%	4,469	50.7%	32,420	65.8%
2. 社会教育	49	55.7%	5,137	58.3%	27,820	56.5%
3. まちづくり	35	39.8%	2,897	32.9%	25,002	50.7%
4. 観光	0	0.0%	405	4.6%	3,810	7.7%
5. 農山漁村・中山間地域	1	1.1%	251	2.8%	3,226	6.5%
6. 学術・文化・スポーツ	31	35.2%	3,673	41.7%	20,495	41.6%
7. 環境の保全	19	21.6%	2,018	22.9%	14,862	30.2%
8. 災害救援	8	9.1%	704	8.0%	4,842	9.8%
9. 地域安全	12	13.6%	974	11.0%	7,152	14.5%
10. 人権・平和	19	21.6%	1,716	19.5%	10,114	20.5%
11. 国際協力	21	23.9%	2,734	31.0%	10,601	21.5%
12. 男女共同参画社会	8	9.1%	882	10.0%	5,395	10.9%
13. 子どもの健全育成	38	43.2%	4,119	46.7%	27,408	55.6%
14. 情報化社会	7	8.0%	1,530	17.4%	6,447	13.1%
15. 科学技術の振興	5	5.7%	702	8.0%	3,061	6.2%
16. 経済活動の活性化	9	10.2%	1,557	17.7%	10,129	20.6%
17. 職業能力・雇用機会	19	21.6%	2,054	23.3%	14,447	29.3%
18. 消費者の保護	3	3.4%	570	6.5%	3,319	6.7%
19. 連絡・助言・援助	66	75.0%	5,812	65.9%	26,954	54.7%
20. 条例指定	0	0.0%	14	0.2%	386	0.8%
計	88	100.0%	8,816	100.0%	49,271	100.0%

資料：内閣府NPO法人情報検索サイト（令和6年6月） 注：NPO法人は、複数の分野に重複掲載しています。

②自治会

自治会は、地縁に基づいた組織で、全国的に組織率の低下が見られますが、市民の生活を側面から支える重要な役割を担う団体です。立川市内には、179の自治会（2023（令和5）年4月現在）が活動しています。

自治会加入世帯は減少傾向で、自治会加入率は40%以下になり減少が続いています。

自治会は地域住民により自主的に結成された、地域の暮らしを支えるもっとも身近な組織であり、(ア)防災訓練、地域防犯講習会等の防災、防犯、交通に関する活動(イ)健康フェア、日本赤十字社、立川市社会福祉協議会、赤い羽根、歳末助けあい、障害者後援会等福祉関係団体への協力等の福祉の問題に関する活動(ウ)運動会、文化祭、お祭り、盆踊り等の体育、文化、教養、レクリエーションに関する活動(エ)資源回収や公園清掃等の環境衛生に関する活動(オ)官公庁、小中学校、各種団体との連絡調整、各種回覧、書類の配布協力等の広報に関する活動などを行っています。

自治会数、加入世帯数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	181	181	180	179	179
加入世帯数	37,010	36,188	35,932	35,056	33,017
自治会加入率(%)	46.7%	39.2%	38.5%	37.0%	35.2%

資料：市民協働課 各年度4月現在

③民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで市民の立場に立って相談に対する情報提供や行政機関への連絡・協力、支援活動を行うとともに、必要に応じて市民の生活状況を把握するなど、地域の様々な活動を行っており、地域福祉を推進する上で重要な存在となっています。

立川市では、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民生委員(2019(平成31)年12月現在、定員158人で児童福祉法により児童委員を兼務する)が6つの地区民生委員・児童委員協議会を組織して活動しています(地域包括支援センターはこのエリアにあわせています)。なお、児童福祉について専門的に担当する主任児童委員が各地区に2人配置され、区域担当の民生委員・児童委員の活動に協力して児童福祉活動を推進する重要な役割を担っています。また、各地区の民生委員・児童委員協議会には、民生委員活動を支援する「民生児童委員協力員」が配置されています。

民生委員・児童委員の相談・支援件数や訪問回数等はコロナ禍もあり減少傾向ですが、行政や関係機関からの依頼事項が活動の大きな割合を占め、個別相談活

動への対応が課題となっています。

民生委員・児童委員の相談・支援、活動、訪問、連絡調整の件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援件数	3,270	2,993	3,447	2,623	2,079
活動日数	25,072	19,297	22,183	22,374	22,382
訪問回数	33,613	18,289	17,513	31,072	18,114
連絡調整回数	9,729	8,564	9,145	8,862	8,406

資料：地域福祉課

④老人クラブ

老人クラブは、老人福祉法で高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として位置づけられ、地域の高齢者が、生きがいと健康づくりのために、老人クラブという仲間づくりを行い、相互に支えあい、社会貢献の活動等を行っています。2023(令和5)年4月1日現在で78の老人クラブ(会員数は5,287人)があり、健康増進活動や生きがいを高める活動のほか、友愛訪問や地域清掃といった社会奉仕活動等を行っています。歩け歩け運動や子どもたちとの交流、福祉施設への訪問等を実施しているところもあります。

団体数、加入率ともに減少傾向となっています。

老人クラブ 団体数、加入者数、加入率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数(団体)	87	85	81	77	78
加入人数(人)	6,461	6,236	5,786	5,479	5,287
60歳以上人口(人)	54,032	54,494	54,876	55,337	55,893
加入率(%)	11.96%	11.44%	10.54%	9.90%	9.46%

資料：福祉総務課、住民基本台帳 各年度4月1日現在

⑤社会福祉法人の活動

社会福祉法人は、社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人を言います。立川市内には30法人・80施設(2024(令和6)年12月末現在)があります。

社会福祉法の改正により、これまで以上に社会福祉法人は、その高い公益性が

ら、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、法人の自主性や創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことが求められるようになりました。それに伴い、立川市では2015（平成27）年から立川市地域貢献活動推進ネットワーク（通称：ふくしネットたちかわ）を組織し、市内すべての社会福祉法人および施設が参画し、地域における公益的な取組みを推進しています。

具体的には、市内全域のネットワークを活かした「フードバンクの取組」や「参加支援の取組」などを行うとともに、「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」を各施設と立川市が締結しています。また、日常生活圏域ごとのネットワークも重視しており、地域懇談会や小地域ごとの地域公益活動を推進しています。

⑥立川市地域見守りネットワーク事業協定締結団体の活動

子どもから高齢者まで全ての市民が地域で孤立することなく安心して暮らせるために「地域見守りネットワーク事業」を推進しており、住民の方々や市内の活動団体及び事業者から、日常の生活や業務の中で気づいた異変を市に連絡し、安否確認など適切な支援につなげています。協定締結団体は、ライフライン事業者、医療機関、金融機関、地域関連団体、事業者等、113団体（2025（令和7）年3月末現在）と年々増え、民間事業者をはじめ多くの団体が協力しています。



(4) 立川のまちの現状・課題・強み

立川のまちは、公共機関や商業施設の発展が著しい駅周辺の地域、玉川上水や緑豊かな風土を保つ地域など、市内でもそれぞれの地域における特徴、強み、課題があります。

こうしたまちの状況を把握し、計画策定に反映するために、以下の通り、複数の調査機会を設けました。

- ・ 地域福祉に関するアンケート調査(実施:立川市)
- ・ 地域福祉ウォッチャー調査(実施:立川市)
- ・ 富士見町地域懇談会
- ・ 地域福祉アンテナショップ活動報告会
- ・ 専門職と市民活動団体へのヒアリング
- ・ その他のネットワーク会議等

※各調査の概要は付属資料各 P. 55 以降に掲載



これらの調査結果から次のようなことが浮かび上がりました。

●現状・課題●

【相談したくても、 相談先がわからない】

- よろず相談ができる場所が近くにない
- 相談先が分かりにくい
- 気軽に相談できない
- 家族や親族に頼れない

【地域活動に参加する機会が少ない】

- 歩いて行ける範囲に地域福祉アンテナショップが少ない
- 地域福祉アンテナショップ・地域福祉コーディネーターの認知度が低い

【活動の担い手が不足している】

- 地域活動に参加するきっかけが少ない
- 活動のための人材・資金・場所が不足している
- 地縁団体の加入率が低下している
- 新しい活動の立ち上げが難しい

【人との関わりが薄い】

- 新しい人と出会う機会が少ない
- 好きなこと・得意なことを活かす場が少ない
- 企業や事業所との協働が必要
- 災害時に備えて平時からできる取組みが分からない

●強み●

- 市民活動が盛ん
- 課題に積極的に取り組む人が多い
- 在住市民以外も立川を居場所としている
- 世代間交流が行われている
- 駅前を中心に商業施設が多い
- 文化芸術に長けている
- 地域の伝統的なお祭りがある
- 自然が豊か

また、今後の地域福祉活動の推進に向け、市民や地域団体、市民活動グループ、事業所や関係機関が関わる具体的な取組みとして、下記のような多様なアイデアが出されました。

●今後の取組みアイデア●

【誰もが相談しあえるまち】

- 相談のハードルを下げる
- どこの窓口に行っても相談を受けてもらえる
- 相談できる場所をまちのあちこちに増やす
- IT活用の可能性を検討する

【新しいつながりが広がるまち】

- 歩いて行ける範囲にふらっと立ち寄れる場所をつくる
- テーマ別の活動を展開する
- 様々な媒体を活用して地域福祉アンテナショップを周知する
- 人・団体の横のつながりをつくる

【支える人を支えるまち】

- 活動の魅力を発信する
- 全世代が地域活動に参加しやすくする
- 同じ悩みを持つ人同士が想いを共有できるつながりを支える
- 「多様なはたらき(仮)」を検討する

【多様なつながりを活かせるまち】

- 好きなこと・得意なことを地域活動につなげる
- 企業や教育機関と連携する
- つながり方の選択肢を増やす
- 多様なスタイルの防災活動を実施する

第2節 計画の理念



1 理念

ひとり とも い ひろ たちかわ
一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川
～やさしいつながりのあるまちをつくる～

- 立川あいあいプランの理念は、これまで下記のように定められてきました。
- 第1次立川あいあいプラン 21（1994（平成6）年度～2003（平成15）年度）
みんなで作ろう心ゆたかに生きるまち“立川”
 - 第2次立川あいあいプラン 21（2005（平成17）年度～2009（平成21）年度）
誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」
 - 第3次立川あいあいプラン 21（2010（平成22）年度～2014（平成26）年度）
誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」
 - 第4次立川あいあいプラン 21（2015（平成27）年度～2019（令和1）年度）
誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川
 - 第5次立川あいあいプラン 21（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
誰もがふつうにくらせるしあわせなまち立川

表現の仕方は異なりますが、立川あいあいプランでは、市民一人ひとりが尊厳を持ち、豊かに生きていけるまちになることを理念としてきました。第6次立川あいあいプランでは、初めて立川市地域福祉計画と共通の理念を掲げることとし、具体的な表現について、策定委員会の中で議論を積み重ねてきました。

これまで、「みんな」や「誰もが」という表現を使ってきましたが、本計画では、市民「一人ひとり」が主人公となり、得意なことや強みを「活かせる」活躍や出番の機会があるまちを目指していきます。

また、地域のつながりによる見守りや支えあいが進むとともに、関わりを持ちたい時には受け入れてくれる場所があり、一人になりたい時には、落ち着いた環境に身を置けるような、多様な「やさしいつながり」のあるまちを目指していきます。

2 目標

目標 1 : 誰もが相談しあえるまち

目標 2 : 新しいつながりが広がるまち

目標 3 : 支える人を支えるまち

目標 4 : 多様なつながりを活かせるまち

本計画の理念である「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川～やさしいつながりのあるまちをつくる～」の実現のため、具体的に 4 つの目標とするまちを定めました。

目標 1 : 「誰もが相談しあえるまち」

困りごとや悩み事、ちょっと誰かに相談したいことがある時に、利用しやすい専門機関があり、住民同士が気軽に相談しあうこともできるまち

目標 2 : 「新しいつながりが広がるまち」

誰かとつながりたいと思ったときに、つながれる「場」や機会が多様にあるまち

目標 3 : 「支える人を支えるまち」

地域活動や市民活動、住民同士の支えあい活動をしている人や団体を様々な側面から支えることができるまち

目標 4 : 「多様なつながりを活かせるまち」

他の目標を支える地域の基盤として、人、団体、機関、活動が相互につながり、新たな広がりが生まれるまち

各目標には、より具体的な取組みとして 5 つの重点推進事項が定められており、各重点推進事項にはあわせて 18 の推進事項が連なっています。

3 計画の体系

<p>【理念】</p> <p>一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川 ひとり ともい ひろ たちかわ くやさしいつながりのあるまちをつくる</p>	<p>目標1 誰もが相談しあえるまち</p>	<p>【重点推進事項】 身近に相談できる体制づくり</p> <p>【推進事項】 ①多機関によるチーム支援の充実 ②各種相談支援機関による包括的相談機能の強化 ③相談することへの敷居を低くする仕組みづくり ④権利擁護・意思決定支援の理念と制度の普及 ⑤生活困窮者を早期に把握する仕組みづくり</p>
	<p>目標2 新しいつながりが広がるまち</p>	<p>【重点推進事項】 地域福祉コーディネーターによる地域活動支援</p> <p>【推進事項】 ⑥市民主体による地域活動の強化 ⑦地域生活課題の事業化の推進</p> <p>【重点推進事項】 地域福祉アンテナショップの拡充</p> <p>【推進事項】 ⑧地域福祉アンテナショップの設置拡大 ⑨地域福祉アンテナショップの活動充実</p>
	<p>目標3 支える人を支えるまち</p>	<p>【重点推進事項】 地域活動の担い手支援</p> <p>【推進事項】 ⑩新たな担い手の発掘 ⑪支援する人を支援する仕組みづくり ⑫多様な出番や役割の創造</p>
	<p>目標4 多様なつながりを活かせるまち</p>	<p>【重点推進事項】 つながり・支えあいの充実</p> <p>【推進事項】 ⑬福祉教育・市民学習の発展 ⑭ボランティア・市民活動の振興 ⑮福祉に限らない多様な団体等とのネットワーク強化 ⑯つながりあえる場の支援 ⑰防災・減災の取組み推進 ⑱情報発信の強化</p>